令和6年度歯科保健推進事業

口腔保健推進事業

口腔保健支援センター設置推進事業

○目的

三重県口腔保健支援センターにおいて、歯科口腔保健に関する事業の企画立案、情報提供、県関係部局、関係団体等との連携・調整、人材育成等を行い「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を強化する。

- ○事業内容および実施方法
- (1) 口腔保健支援センター運営協議会(三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会) の開催

みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の進捗状況について確認を行い、PDCA サイクルにより進行管理を行う。

- (2) 口腔保健支援専門員雇い上げ 口腔保健支援センター運営業務、歯科保健資料の作成等を行う非常勤歯科衛生 士を雇用する。
- (3)歯科保健担当者会議の開催 県保健所担当者や市町担当者へ県内外の歯科保健の情報共有等を行う。
- (4) 地域歯科保健支援研修会の開催 関係者へ健康づくりや歯科口腔保健等に関する研修を行う。
- (5) 口腔保健支援センター年次報告書の作成 県内の歯と口腔の状況や市町の取組状況等を集約し、情報提供を行う。
- (6) 地域歯科保健状況報告書(三重の歯科保健)の作成 県内の歯と口腔の状況や市町の取組状況等を把握して報告書を作成し、情報提供を行う。

8020運動推進特別事業

1 歯科専門職確保事業

○目的

歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で 従事することが想定されており、各関係機関において必要な歯科保健医療を提供して いく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠である。

このため、歯科衛生士の人材を確保するため、離職していた歯科衛生士の復職支援や再就職支援、現職中の歯科衛生士の離職防止支援を行うことを目的とする。

(1) みえ8020推進歯科衛生士ネット

歯科衛生士の人材確保として、みえ8020推進歯科衛生士ネットに登録している歯科衛生士へ、復職や再就職、離職防止等に関する各種情報発信を行う。

(2) 運営会議の開催

みえ8020推進歯科衛生士ネットの運営を含む、歯科衛生士の人材確保に関する会議を開催する。

2 児童虐待予防事業

○目的

歯科の立場から子どもが健やかに育つ環境づくりの支援として、相談所一時保護所において歯科健診及び歯科保健指導を行うことにより、子どもたちの歯と口腔の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

2) 児童虐待予防事業

(1)児童相談所一時保護所入所者での歯科健診、歯科保健指導の実施 北勢児童相談所及び中勢児童相談所の一時保護所において、歯科健診及び歯科 保健指導を実施する。

歯科医療安全管理体制推進特別事業

○目的

歯科医療機関等において、医療の安全の確保をより効果的に推進するため、歯科医師会と連携し、歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

(1) 歯科医療安全に関する検討委員会の開催

歯科医療安全管理体制の推進や歯科医療安全研修について検討する委員会を 開催する。

(2) 歯科医療安全管理研修会の開催

歯科医療機器の感染防止対策、保守管理に関することや歯科医療における医薬品、材料等の取扱い、標準予防策の構築(HBV, HCV, HIVキャリア等を含む)、新興再興感染症対策等歯科医療安全管理体制の推進に関する研修を実施する。

地域口腔ケアステーション機能充実事業

○目的

地域の状況に応じて、各地域口腔ケアステーションの対応を充実し、自立した組織 として機能させるとともに、かかりつけ歯科医機能を推進することで、在宅及び施設 入所高齢者だけでなく、障がい者、がん患者等の歯科医療提供困難者に対しても、切 れ目のない歯科保健医療、口腔ケアを提供することを目的とする。

1 三重県口腔ケアステーション機能充実

生涯をとおして歯と口の機能を維持することは、生活習慣病予防や介護予防、高齢者のADLの向上につながることから、地域包括ケアシステムにおいて、地域の歯科保健医療資源が充分に機能し活用されるよう、関係機関との連携及び人材育成により、口腔ケアステーション機能の充実を図る。

(1) 地域包括ケアシステム構築会議

地域歯科医療コーディネート会議や地域公衆衛生活動連絡協議会の開催により、地域包括ケアネットワークとの連携を図る。

(2) 地域包括ケアネットワーク調査

歯科診療対応状況や地域包括ケアにおける訪問歯科診療状況把握調査により、 地域のニーズや歯科医療提供体制の状況等を把握する。

(3) 歯科診療対応状況管理システムの運営

災害時、障がい児・者、認知症、がん患者医科歯科連携に対応できる歯科診療 所を登録し、ホームページで公表する。

(4) 在宅および施設における高齢者口腔機能向上事業 高齢者に対する口腔ケアや口腔機能向上に関わる人材の育成や施設での口腔 ケアを行う。

(5) 医科歯科連携推進事業

がんや糖尿病、骨粗鬆症等、歯科疾患と関連のあるさまざまな疾患における医科・歯科の連携を推進するため、医科歯科連携推進会議の開催や人材育成等を行う。

(6)障がい者歯科保健推進事業

障がい者歯科センター歯科診療業務を行うとともに、施設での歯科保健指導、 障がい者歯科に関する研修を行う。

(7) 口腔機能維持に向けた生涯をとおした歯科疾患予防事業 フッ化物応用や歯科検診・歯科保健指導の機会の提供等により、生涯をとおし た歯科疾患予防を普及させる。

7-1 フッ化物洗口推進事業

フッ化物応用に関する研修や施設におけるフッ化物洗口の実施を実施する。

7-2 若年層歯科保健推進事業

<u>学校において先進的な歯科保健の取組が行われている地域への視察研修の実</u>施や学校歯科医を対象とした研修を行う。

- 7-3 かかりつけ歯科機能充実事業 中山間地域等における歯科保健指導を実施する。
- 7-4 咀嚼機能向上推進事業 口腔機能の発達、維持向上等に係る連携会議及び研修を実施する。
- (8) 歯科保健医療災害対策事業 大規模災害に備えるため、連携会議や訓練、研修を実施する。
- (9)歯と口腔の健康づくり啓発事業

ライフステージ及びライフコースアプローチに基づく歯科口腔保健の重要性 を多様な主体と連携して地域住民に啓発することにより、県民の歯と口腔の健康づ くりの推進に寄与することを目的とする。

2 地域口腔ケアステーション機能充実

地域包括ケアシステムにおいて、地域の歯科保健医療資源が充分に機能するよう、 サポートマネージャーの活用等により、各郡市医師会に整備した地域口腔ケアステー ション機能の充実を図る。

- (1)地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議の開催 地域口腔ケアステーションの関係者による地域の連携状況や事例検討等の情報共有を行う。
- (2)地域口腔ケアステーション連携推進伝達講習会の開催 地域で開催される地域包括ケア会議等の情報を地域口腔ケアステーション内 で共有する。
- (3)地域口腔ケアステーションサポートマネージャーの雇用 地域口腔ケアステーションにおける、地域の調整役として歯科衛生士等をサポートマネージャーとして配置する。
- (4) 在宅、障がい者等に関する歯科診療が可能な診療所等の情報提供 地域ごとのホームページや情報誌等を活用した地域口腔ケアステーションの 情報発信を行う。
- (5) 地域口腔ケアステーションフッ化物洗口推進会議の開催 小学校においてフッ化物洗口を実施している地域で会議を実施する。
- (6)地域口腔ケアステーション災害時対応検討会の開催 地域における災害時の連携体制や初動確認等に係る会議を開催する。
- (7) 在宅歯科診療に必要な医療機器等整備【機器整備補助 補助率 1/2】 ポータブルユニット、ポータブルX線装置、ポータブル(可動式)バキューム 装置等、在宅歯科医療に必要な医療機器の整備費の一部を補助する。

3 口腔ケア活動支援事業(歯科衛生士会)

○目 的

地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護関係者と連携し在宅患者等に対して、 専門的口腔ケアを実施できる人材を育成するとともに、その人材が、地域住民に対し て歯科保健指導の実施や、口腔と全身の健康との関係についての情報発信を行うこと により、住民の健康づくりを支援することを目的とする。

- (1) 事業打合せ会の開催
 - 事業工程の作成等により事業を円滑に行えるよう、事前に打合せを行う。
- (2) 在宅歯科衛生士養成研修会の開催 地域包括ケアシステムにおいて、医療、介護関係者と連携し、在宅患者等へ口 腔ケアを実施する人材の育成を行う。
- (3) 口腔ケア普及啓発研修会の開催 介護施設等における口腔ケアが普及するよう、口腔ケアを実施する地域の人材 の育成を行う。
- (4) 口腔ケア普及啓発活動の実施
 - <u>県民一人ひとりが歯と口腔の健康に対する関心を高め、歯と口腔の健康づくり</u> の実践に取り組むよう、口腔ケア指導や口腔と全身の関連等の情報発信を行う。
 - (5) 口腔ケア活動支援機器整備【機器整備補助 補助率 1/2】 口腔ケア等に必要な補助機器の整備費の一部を補助する。
- 4 口腔保健医療介護連携事業 (三重県口腔保健支援センター)

○目的

三重県口腔保健支援センターにおいて、広く県民への啓発や歯科医療従事者の人材確保に向けた啓発を行うことにより、県民の歯科口腔保健の保持増進を目的とする。

(1) 歯科口腔保健医療介護連携啓発の実施

「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、歯科口 腔保健の重要性について県民へ広く啓発を行う。

(2) 歯科衛生士養成学校での在宅歯科医療従事者人材育成 オープンスクール等での啓発教育を行う。